# 愛玩動物看護師法 （令和元年法律第五十号）

## 第三章　試験

#### 第三十四条（指定試験機関の指定）

農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

##### ２

指定試験機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

#### 第三十五条（指定試験機関の愛玩動物看護師試験委員）

指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を愛玩動物看護師試験委員（次項及び第三項並びに次条並びに第三十八条において読み替えて準用する第十三条第二項及び第十七条において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

##### ２

指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

##### ３

指定試験機関は、試験委員を選任したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、農林水産大臣及び環境大臣にその旨を届け出なければならない。  
試験委員に変更があったときも、同様とする。

#### 第三十六条

試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

#### 第三十八条（準用）

第十二条第三項及び第四項、第十三条から第十五条まで並びに第十七条から第二十七条までの規定は、指定試験機関について準用する。  
この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十二条第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十四条第二項の申請」と、第十三条第二項中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む。）」と、第十四条第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、第十七条中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む。）」と、第二十三条第二項第三号中「又は前条」とあるのは「、前条又は第三十五条」と、第二十四条第一項及び第二十七条第一号中「第十二条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と読み替えるものとする。

#### 第三十九条（試験の細目等）

この章に規定するもののほか、試験科目、第三十一条第二号の規定による愛玩動物看護師養成所の指定、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

## 第五章　罰則

#### 第四十四条

第十七条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 第四十五条

第二十三条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 第四十七条

次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

* 二  
  第二十条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
* 三  
  第二十一条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
* 四  
  第二十二条（第三十八条において準用する場合を含む。）の許可を受けないで登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
ただし、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条（第十八条及び第二十五条の規定を準用する部分を除く。）及び第三十九条の規定並びに第四十四条、第四十五条及び第四十七条（第一号を除く。）の規定（指定試験機関に係る部分に限る。）並びに附則第四条、第五条、第九条及び第十条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 第二条（受験資格の特例）

次の各号のいずれかに該当する者は、第三十一条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

* 一  
  次のいずれかに該当する者であって、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から五年を経過する日までに農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したもの
* 二  
  愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下「予備試験」という。）に合格した者

#### 第三条（予備試験）

農林水産大臣及び環境大臣は、試験を受けようとする者が第三十一条第一号又は第二号に掲げる者と同等の知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的として、施行日から五年を経過する日までの間、毎年一回以上、予備試験を行う。

##### ２

予備試験は、第二条第二項に規定する業務（診療の補助を除く。）を五年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であって、農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものでなければ、受けることができない。

##### ３

第三十二条及び第三十三条の規定は、予備試験について準用する。

#### 第四条

農林水産大臣及び環境大臣は、前条第一項の規定により予備試験を行う場合において、第三十四条第一項の規定により指定試験機関の指定をするときは、当該指定試験機関に、予備試験の実施に関する事務（次項及び次条において「予備試験事務」という。）を行わせるものとする。

##### ２

前項の規定により指定試験機関に予備試験事務を行わせる場合における第三十四条第二項、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条、第三十八条及び第四十四条から第四十七条までの規定の適用については、第三十四条第二項中「試験事務」とあるのは「試験事務及び附則第四条第一項に規定する予備試験事務（以下この章及び第五章において「予備試験事務」という。）」と、第三十五条第一項中「試験の」とあるのは「試験及び愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下この章において「予備試験」という。）の」と、第三十六条中「試験の」とあるのは「試験及び予備試験の」と、第三十七条第一項中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、「試験に」とあるのは「試験又は予備試験に」と、同条第二項中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、「第三十三条第一項の規定」とあるのは「第三十三条の規定（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第三十二条第一項中」とあるのは「第三十二条第一項中「試験に」とあるのは「試験又は愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下この条及び次条において「予備試験」という。）に」と、」と、「「その試験」とあるのは「「その試験又は予備試験」と、「前項又は第三十七条第一項」とあるのは「前項又は附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項」と、「第三十三条第一項中」とあるのは「「試験」とあるのは「試験又は予備試験」と、第三十三条第一項中「試験」とあるのは「試験又は予備試験」と、」と、「とする」とあるのは「と、同条第二項中「試験」とあるのは「試験又は予備試験」とする」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第三十八条中「これらの規定」とあるのは「これらの規定（第十二条第三項第一号を除く。）」と、「試験事務」」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」」と、「試験事務規程」とあるのは「試験及び予備試験事務規程」と、「同条第四項」とあるのは「同項第一号中「、登録事務の実施」とあるのは「、試験事務及び附則第四条第一項に規定する予備試験事務（以下この章において「予備試験事務」という。）の実施」と、「の登録事務」とあるのは「の試験事務及び予備試験事務」と、「登録事務の適正」とあるのは「試験事務及び予備試験事務の適正」と、同条第四項」と、「第三十五条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十五条」と、第四十四条及び第四十五条中「第三十八条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十八条」と、「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、第四十六条中「第三十六条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十六条」と、第四十七条第一号及び第四号中「第三十八条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十八条」と、同号中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」とする。

#### 第五条

前二条に規定するもののほか、予備試験の試験科目及び受験手続、予備試験事務の引継ぎその他予備試験及び予備試験事務を行う指定試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

#### 第六条（名称の使用制限に関する経過措置）

この法律の施行の際現に愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

#### 第七条（試験及び予備試験の実施に関する特例）

第三十条及び附則第三条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する年においては、試験及び予備試験を行わないことができる。